特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	寝屋川市 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付 金の支給に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

寝屋川市長

公表日

令和7年7月8日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称 寝屋川市 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務						
	次のとおり給付金を支給する。 (1)基準日(令和4年9月30日)において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯を除く。 (2)(1)のほか、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯) 受給要件の抽出及び確認にあたり個人情報を以下のとおり利用する。 住基データ、個人住民税データを突合し対象者を抽出。令和4年1月2日以降の他市からの転入者等、 寝屋川市において令和4年度の個人住民税のデータを保有していない者については、情報連携により他 市税情報を取得する。					
③システムの名称	住基システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ					

2. 特定個人情報ファイル名

価格高騰緊急支援給付金に係る税情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十 一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一 第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第

五号) 第74条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		主務省令で定め	121項 める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・ 総務省令第七号) 第59条の4

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部保護課
②所属長の役職名	保護課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先 総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-825-2195						
8. 特定個人情報ファイルの	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先 福祉部保護課 〒572-8566 大阪府寝屋川市池田西町24番5号 072-838-0347						
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した						
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	14年10月6日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か		4年10月6日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシン	ステムを通じた入事	手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		[O]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通じ	た提供を除く。) [〇]提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	Г]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	I]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	С]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
判断の根拠		スが発生するリス	取り扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行 うへの対策は十分であると考えられる。 請書の廃棄

9. 監査					
実施の有無	[O] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発				
<選択肢>					
判断の根拠	思決定を必要としている。また ととしており、権限のない者に。	:、依頼に際しては、情幸 よって不正に使用・情報	当者に依頼しているが、当該依頼には課としての意 最部門・本事務ともに特定の担当者のみが携わるこ 最が入手されることはない。 リスクへの対策は「十分である」と言える。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月21日	Ⅳ リスク管理9.監査	[]自己点検〔]内部監査	[O]自己点検 [O]内部監査	事後	
令和5年9月21日			令和5年3月31日廃止	事後	
令和7年7月8日		令和5年3月31日廃止		事後	
令和7年7月8日	Ⅳ リスク対策8.人手を介在させる作業		「十分である」 本事務では下記の局面で特定個人情報の取り 扱いに関して手作業が介在するが、複数人での 確認を行うようにしており、人為的ミスが発生す るリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・個人番号および本人情報が記載された申請書 の廃棄	事後	
令和7年7月8日	IV リスク対策11.最も優先度が高いと考えられる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策「十分である」特定個人情報を用いた情報照会は、情報部門の担当者に依頼しているが、当該依頼には課としての意思決定を必要としている。また、依頼に際しては、情報部門・本事務ともに特定の担当者のみが携わることとしており、権限のない者によって不正に使用・情報が入手されることはない。そのため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と言える。	事後	